

除雪作業へのご協力をお願いします

今年も降雪シーズンを迎えました。国道・県道及び町道の除雪作業にあたり、ご協力をお願いします。

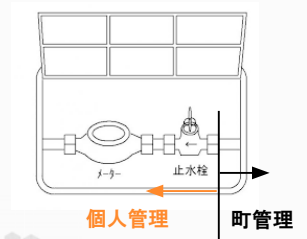
- ・除雪期間：平成27年12月1日から平成28年3月31日まで
- ・除雪作業は、積雪量が15cm程度から行います。
- ・急坂路の危険箇所には凍結防止剤を配置してあります。凍結防止剤は、必要に応じて散布をしてください。
- ・期間中、自動車等を路上に放置しないようお願いします。
- ・住居の雪を道路上に搬出しないようお願いします。
- ・除雪のため、田畑等に砂利等が落ちる可能性があります。ご了承ください。
- ・竹や木に降り積もる雪で交通の障害になった場合は、交通を確保するため、竹や木の枝を切り払いますのでご了承ください。
- ・冬用タイヤの交換は、早めに行いましょう。

ご不明な点やお問い合わせは下記へご連絡ください。

・島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部 (7) 9116 ・西ノ島町環境整備課 (6) 1748

冬には必ず凍結防止対策を

気温がマイナス4度以下になると、水道管や蛇口は、凍ったり破裂することがあります。テレビ、ラジオなどの天気予報をこまめにチェックし、早めに凍結防止の準備をしてください。敷地内の給水管から蛇口までの水道施設の修理は所有者の負担となり、費用も多くかかりますので、くれぐれも水道管の凍結にはご注意ください。



■凍結しやすい場所は

- ・屋外で水道管がむき出しのところ
- ・家の北側で陽の当たらないところ
- ・風当たりの強い場所

■こんな時には要注意

- ・外気温がマイナス4度以下になったとき
- ・旅行などで家を留守にする時など、長期間水道を使用しないとき
- ・一日中、外気温が氷点下の「真冬日」が続くとき

■水道管の凍結を防ぐためには

- ・水道管や蛇口の部分に、保温材・古い毛布・布きれなどを濡れないように巻きつけ、さらにその上からビニールなどを巻いて保温してください。濡れているとそこから凍結します。
- ・メーターボックス内に、発泡スチロール製の保温材や古い毛布などをビニール袋に入れて、メーターを上下左右から保護するように取り付けてください。

■水道管が凍ってしまったら

- ①蛇口を開ける
- ②凍った部分にタオルや布をかぶせる（タオル等をかぶせるのは余熱を利用するため）
- ③その上からゆっくりとまんべんなく「ぬるま湯」をかける

注意：熱湯を急かけると、水道管や蛇口が破裂しますので十分注意してください

■水道管が破裂したときは

水の噴出を防ぐためにメーターボックス内の止水栓を閉め、下表「西ノ島町給水装置工事指定事業所」に修理を依頼してください。

西ノ島町給水装置工事指定事業所									
山下土木工事所	物井	7-8821	さんもく工業	美田尻	7-8844	西ノ島設備	浦郷	6-1510	
たまや電気	別府	7-8600	小東工務店	小向	6-0175	道島屋左官	//	6-0384	
大野建設	//	7-8413	菊田建設	//	6-1664	大野技建	//	6-1222	
坂設備	美田尻	7-8517	船舶電機舎	船越	6-1044				

西ノ島町役場 環境整備課 6-1748

放送大学 4月生募集のお知らせ

放送大学では、平成28年度第1学期（4月入学）の学生を募集中です。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを通して授業を行う通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

出願期間

第1回募集

12月1日から2月29日まで。

第2回募集

3月1日から3月20日まで。

資料を無料で差し上げています。

お気軽に放送大学島根学習センター（☎0852・28・5500）までご請求下さい。放送大学ホームページでも受け付けております。

【入学説明会・相談会】

日時 12月13日・2月14日

場所 島根学習センター第2講義室

内容 概要説明・履修相談等

※10時～14時までの2回

問い合わせは島根学習センターへ

狩猟期間が始まります

1. 狩猟期間

・JAしまね隠岐どうぜん地区本部が管理する牧野内12月11日から2月15日まで

・右記以外の狩猟可能場所：11月15日から2月15日まで

2. 法による銃猟禁止区域等事項

○狩猟が禁止されている場所

・鳥獣保護区（焼火山南側）、公道（私道でない道路全般・赤道も含む）、公園法の特別保護地区、社寺境内、墓地など

○銃猟が禁止されている場所等（狩猟禁止場所に下記を追加）

・市街地又は、人家、人の集まる場所、人畜・建物・自動車・船舶等に弾丸が到達するおそれのある方向での発砲

○銃猟の時間規制

・日没後から日の出前までの銃猟は禁止（日没後から日の出前までの時刻は、実際に日光の明暗ではなく、歴による日没・日の出の時刻とされている）

3. 土地所有者の承諾

・垣・柵等で囲まれた土地、作物のある土地で狩猟をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾を得ることが必要です。

4. ハンターの皆様へ（要注意）

冬季は、山林や畑で仕事をしている方がたくさんいますので、ハンターの皆様におかれましては、くれぐれも事故のないよう安全確認を徹底して頂くようお願いいたします。また、法令やマナーの遵守も重ねてお願いいたします。

5. 住民の皆様へ

ハイキングや畑仕事等で入山される場合には目立つ色の服を着用し、携帯ラジオをかけるなど、自分の存在をハンターにアピールしてください。狩猟している場所へ遊びで近づかないよう、よろしくお願いたします。

戦没者等のご遺族の皆さまへ

〈第十回特別弔慰金の申請はお済みですか？〉

○支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

【戦没者等の死亡当時のご遺族】

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者等の子

3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで
（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

○請求窓口

役場健康福祉課（6・0104）